

兵庫県介護支援専門員協会
研修単位認定制度実施要領

< 第 1 章：基礎研修の履修 >

第 1 条 基礎研修の内容

研修単位認定制度を履修しようとする者は、まず基礎研修を履修することとする。

2 基礎研修においては、3 年以内に 50 単位を履修することとする。

第 2 条 認定単位の基準

本制度における研修は、原則として 60 分を 1 単位とし、最低の単位は 0.5 単位とする。
ただし、30 分以上は切り上げとし、1 単位を認定する。

2 本会が認めた学会等への参加に係る単位設定は、1 回の参加につき単位を付与するものとし、全国規模の開催の場合は 5 単位、地方開催の場合は 3 単位を付与する。

3 本会・ブロック・ブロックネットワークの総会への参加に係る単位設定は、1 回の参加につき 2 単位を付与する。

4 研修講師や座長を担当した場合、もしくは学会発表を行った場合は、参加単位に加え、1 単位を付与する。

第 3 条 単位の有効期限

単位の有効期限は、当該研修の実施日から 2 年後の日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

< 第 2 章：基礎研修の修了と申請 >

第 4 条 基礎研修の修了

単位の有効期限内に所定の単位数を履修した者は、証明証交付申請書（様式第 4 号）により修了証明証の交付申請を行うことができる。

2 履修単位については、体系表における A～E の分野について各項目最低 4 単位以上を履修することを条件とする。ただし、B・E の分野については、双方の単位を合算したものが 4 単位以上で履修したものとみなす。

第 5 条 修了証明証の発行

所定の期間内に、基礎研修の修了に係る所定の単位数を取得した者には、本人からの申請により「基礎研修修了証明証」（様式第 6 号）を発行する。

2 前項に掲げる証明証を紛失、破損、又は記載事項に変更があった場合は、再交付申請書（様式第 5 号）を提出することにより証明証の再交付を受けることができる。

第 6 条 基礎研修修了の申請

基礎研修履修の申請は、申請書（様式第 4 号）に、手帳の研修履歴ページの写しを添付の上、所定の期間内に申請することとする。

第 7 条 申請に係る諸費用

基礎研修修了の申請に際しては、別に定める費用を申請者が自己負担するものとする。

2 再交付の申請を行う者は、別に定める所定の費用を負担することとする。

< 第 3 章：研修の実施 >

第 8 条 研修の認定申請

実施要綱第 4 条に掲げる内容の研修を実施し、研修認定を得ようとする者は、申請書（様式第 1 号）に、研修の開催要綱を添付の上、原則として研修実施予定日の 8 週間前までに申請し、審査を受けることとする。ただし、本項によりがたい場合は、研修実施後に申請書（様式第 1 号）に、研修の実施要領及び研修の実施報告書を添付の上、研修終了後 8 週間以内に研修の認定申請を行うことができるものとする。

2 本会が実施する研修については、申請によることなくすべて単位認定の対象とする。

第 9 条 研修認定

第 8 条により研修認定の申請を受けた場合は、実施要綱第 3 章に定める単位認定研修委員会（以下、委員会）において審査し、認定に値する場合は認定書（様式第 2 号）により、申請者に通知することとする。

第 10 条 認定シール交付

研修実施担当者は、研修受講者に認定シールを配布する責任を負う。研修実施後に研修認定を行った場合は、研修受講者への認定シールの配布手段を確保することとする。

< 第 4 章：学会等への参加に係る単位付与 >

第 11 条 認定シール交付に係る申請手続き

別に定める学会・研究会等に参加した者は、申請書（様式第 3 号）に申請に係る必要書類を添付の上、学会開催後 8 週間以内に本会会長宛に申請を行うこととする。

第 12 条 認定シールの交付

本会事務局は申請書類の確認後は、速やかに申請者宛認定シールを送付することとする。

附則

1. この要領は平成 15 年 8 月 1 日から施行する。
2. この要領は平成 15 年 12 月 21 日から施行する。